

第六回 参議院法務委員会會議録第三号

昭和二十四年十一月二十五日(金曜日)
午前十時四十分開会

本日の會議に付した事件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

○少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(伊藤修君) 只今から委員會を開会いたします。檢察及び裁判の運営等に関する調査に關して、何か御質疑のおありの方は、殖田法務總裁もお見えになっておりますからこの際お願いいたします。速記を止めて。

午前十時四十五分速記中止

午前十一時五十分速記開始

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

○松井道夫君 法務總裁も御出席になりましたので、この際若干御質問申し上げます。

先にお尋ねしたいのであります。先ず在日朝鮮人に関する問題であります。が、法務總裁の御答弁によりますと、在日朝鮮人は、これは日本国籍を有するものであるという御見解であつたのであります。私もさう承知いたしましたのであります。ところがその後新聞に

よりましますと、大韓民国の在日代表部

におきましては別個の見解をとつてお

りまして、在日朝鮮人は大韓民国の、大

韓民国とは書いてございませんでした

が、韓国籍を有するものであるという

ことを申しております。その理由とし

て、国籍法が韓国に施行されておらな

かつたというようなことが述べてある

ので、まあ法律上どういふことになる

か、私も疑問に思つてございします。が、その大韓民国代表部における意見、

そういう意見も法律上成立するものか

どうか、それに関する法務總裁の御意

見を拜聴したいと思つてあります。

それからそれに関連いたしまして、在

日朝鮮人が日本国籍を有するものであ

るといふ前提に立ちますと、公民権

がないというの、これは少し矛盾い

たすし、又外国人登録令も奇異に感ぜ

られるのであります。その公民権の開

係は暫く別といたしまして、私のお尋

ねしたいと思ひますことは、これは

本會議の質問のときにも申して置いた

のでありますけれども、法律上はと

もかくといたしまして、實際上朝鮮人

者が多々あるのであります。又国民健

康保険、これは地方自治団体などで主

体となつて行われておるのであります

が、これにも入れて頂けないという

ような事実もあるのでございします。法

務府の御見解として、これらの労働関

係の法律、その他生活保護関係の法律、

或いは厚生関係の法律、そういうもの

は、日本人と差別なく在日朝鮮人にも

適用されるべきものと考へておられるの

かどうか、その点をお尋ねしたいので

あります。更に、これは本會議でも御質

問してお答え頂けなかつたのでありま

すが、国籍法は現在新憲法に即した態

勢で行われておらないのであります。

在日朝鮮人が日本人であるといふこと

ならば、その朝鮮人に関する限りは格

別問題はないのでありましようが、こ

の際、国籍法を全面的に改正いたしま

する時期に達しておるのではないかと

私は考へておりますが、その点につい

て御意見を先ず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君) 甚だ相済み

ませんが、私も詳しい御説明がいたし

のであります。その登録令によりまし

ては、朝鮮人は外国人になるのであり

ます。台湾人等も外国人になつて然る

べきであります。台湾人は大部分連

合国人といふことになつておる。連合

国人と外国人の區別がこれ甚だ妙な

ものである。そこで朝鮮人はその意味

においてはいわゆる外国人になつてお

る。併しとにかく講和會議で朝鮮人の

問題が本極りに決まりますまでは、と

にかく国籍としては日本の国籍を持つ

てゐるものと、こゝ認められますか

ら、お話のごとく厚生或いは労働等の

関係におきまして、これが日本人でな

い取扱ひを受けておるといたしますれ

ば、その運用が私は間違つておる。こ

れはやはり日本人並に取扱うべきもの

であらうと思ひます。それらは十分今

後注意いたしたいと思ひます。大韓民

国が、朝鮮人を自分の国籍に属する者

として取扱ひますのは、これ亦いたし

方ないと思ひます。二重国籍はそこに

認められるのであらうと思ひます。併

し、只今のところ、日本は大韓民国と直

りません。朝鮮人の問題は、今のところ

さういふわけでありますから、甚だ

曖昧なる状態にあることは、これは止

むを得ないのであります。そこで国籍

法を今のお話のごとく新憲法によつて

改めて、さうしてこれらの問題を解決

したかどうかというお話があるのであ

ります。その点も我々の方といたしま

しても、従来より考へておりました、研

究いたしておるのであります。が、只

今のところ、講和會議で本當に條約が

決まるまでは、先ずとにかく曖昧でも

何でも、現在のそのまゝにして置くよ

う外ないという結論に達しましたの

で、実はそのまゝになつておるのであ

ります。国籍法を最終的に決める段階

に達しておりません。研究は努めてし

ておるのであります。

○委員長(伊藤修君) ちよつと速記を

止めて……

午前十一時二分速記中止

午前十一時四十三分速記開始

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

それではこれで休憩いたします。

午後十一時四十分休憩

午後一時二十七分開会

○委員長(伊藤修君) それでは午前

に引續き法務委員會を開会いたします。

少年法の一部を改正する法律案、刑

事補償法案、裁判官の報酬等に関する

法律の一部を改正する法律案、檢察官

の俸給等に関する法律の一部を改正す

る法律案、以上四件を一括議題に供し

ます。前回に引續き質疑を継続いたし

ば、実体の裁判は受けないことになる。従つて既判力という点においても

場合には、その死刑の執行を受けたものについて先ず請求権が発生して、そ

のであります。

○委員長（伊藤修君）　今はなくなりま

○鬼丸義齋君 法案第三條の「裁判所の健全な裁量により、」というこの趣旨

大きな疑問を生じて参るように思ひます。特にこれは余り見られない文字

でありますから、お伺いいたしました。

それから尚この刑事補償法が新らしく立案されましたことについて、従来あります刑事補償法と、それから今度新法によりまする場合の予算の立て方、法務府の方ではこの新法案による場合の予算はどういうふうに見ておりますか、これを承わりたいと思ひます。前回もよつと私は説明を承つたのですけれども、従来の補償法によりまする補償金額の説明を先だつて承わりましたけれども、どうも私まだ十分呑み込めないのですが、重ねて一つ何年に件数は幾らというふうにもう少しよく説明を後で承わりたいと思ひます。

○説明員(高橋一郎君)「健全な裁量」につきましては当然のことであつて、むしろ書くことによつて他の場合に粗末であつてよろしいというふうな反対解釈を生ずる虞れがありはしないかという御懸念、御尤であります。「健全な」を省きまして別段意味には全く変りはないと考えておりますが、ただ「健全な裁量」と書くために、單に「裁量」と書いた場合が、不健全と言ひますか、或いは一段下つた粗末な裁量になる、或いは一般にそういうふうな解せられるというふうな心配はないのではないかと、このように考へております。

それから予算の点でありまするが、従来の刑事補償法によりまする場合には、法定金額も非常に僅かなものであります。それから件数も僅かでありましたので、予算的に見るべきものは殆んどございせん。新らしくこの法案によりまする所要金額をよつと申上げます。これは最高裁判所の予算の

中に組まれるものでありまして、本年度の補正予算と昭和二十五年度の通常予算との分について、大蔵省と最高裁判所との間に協議の整つたものについて申上げます。先ず計算の基礎を申上げますが、お手許に配付いたしました刑事補償請求事件の異年比較表というのがあります。一綴りの中に第三表といたしまして、新憲法実施後、本年七月末日までの未決勾留を受けた後、無罪の確定判決を受けた者の罪名別、人員並びにその未決勾留日数調が付けてございす。それでこの表の最後を御覧願ひますと、人員が千九百二十十名で、未決勾留日数が十一万一千五百六十九日と、こゝに数字が出ております。この中で本年一月一日以後の者はどれだけあるかと申しますと、この表には出ておりませんけれども、一月から三月までの調べでありますけれども、無罪の人員が六百三十八人でありす。それでこの無罪になつた者の中で、抑留拘禁された者はこのうち約三分の一でございす。それからその者の拘留日数は一人平均六十九日という数字が出ておる。これだけの資料を基礎にいたしまして、千九百二十人の溜つております分の中から、本年に入つてからの分を一応除きまして、それだけはずまり初年度にだけ経費を要するわけでありす。その溜つております分を、この刑事補償法が施行になつてから、すぐに全部拂つてしまひますれば、あとは毎年々の無罪の分だけ経費を要するといふ勘定になつておるのであります。そこでこの毎年毎年恒常的にどのくらいの経費を要するだらうかといふことを、先程申上げた六百三十八人のうち三分の一が拘留

で、一人平均六十九日の日数であるといふことを基礎にいたしまして、結局これを四倍いたしまして、四倍と申しますか、それが三月の数字でありますから、年間にして見れば、その四倍といふことになつて見えます。そういう計算をして、一年間の刑事補償の対象となるところの日数と件数を計算したわけでありす。この日数に現在二百四万乃至四百四万となつておりますので、平均三百四万という数字を掛けまして、それから別に新聞広告、官報広告等の経費を、これを一件一万五千円という計算をいたしたわけでありす。そのような方法をとりました結果結論を申上げますと、今後一年間、具体的に申しますと、昭和二十五年度の四月一日から再来年の三月末日までの一會計年度中に刑事補償法の対象となるものについて、この経費、これはその後も毎年恐らくほぼ似た金額が計上されなければならなうと思ひますが、その経費は千九百八十四万二千九百円という数字になります。それからその分を除きまして、今までに溜つております分、初年度だけ要するであろうといふ経費が四千八百六十三万二千二百円という数字になつたわけでありす。ところでこの補正予算といたしましては、それだけ今までに無罪が溜つておりますけれども、全部が刑事補償法の決定が本會計年度内に決まりまして拂渡しを受けるとは実は限らないわけで、むしろもつと延びるだらうと思ひます。その関係で今申上げた四千八百四万四千元の中から追加予算……先程補正予算と申上げましたが、追加予算でございす。追加予算では九百八十六万四千円だけ一応計上いたしまして、残りは來會計年度に

亘るということと繰越しまして、三千八百四万四千元を、前に申上げました年間計上分の千九百四万四千元と加へまして、來年度予算中に五千八百六十一万一千円を計上してゐるわけでありす。大体そんなふうなことでありす。

○鬼丸義彌君 只今の基礎となるといふ第三表の二十二年五月の三日から二十四年の七月末日までにおける累計の人員並びに未決勾留日数の調、この表が基礎となる場合は、この点で違つて來るものでありませんか。従来あります補償法の過失相殺ですか、過失相殺を今度は非常に狭めて参りましたことによつて、件数だけでは予算が足りないのじやないかと思ひます。過失相殺をする場合というのは、今度は三條の規定によつて改正されたために非常に範圍が廣くなつて來るのじやないか、その点はどうかというふうに御覽になつておりますか。尙續いてこの第三條の第一及び第二についての説明を承わりたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 只今申上げました予算の方では、過失相殺的な考慮は全然加へておりません。つまりこの三條によりまして、刑事補償を受けられないという者が若干は出るかと思ひますけれども、それは無視した計算になつております。ですから予算で賄えないという心配は先ずないだらうといふふうに考へております。

それから今お尋ねの三條の趣旨でございすが、これは旧案では、御承知のように「本人がことさらに任意の自白をする」ことにより、「云々」といふふうに書いてあつたわけでありす。その点を今回案を練り直しますについてい

ろい議論をしたのであります。この旧案の書き方ではやや意味が不明確である。それで解釈の如何によつては從來のような、先程申上げた過失相殺的な運用に近くなる虞れがあるのではなからうかといふ点を心配いたしまして、それでもつと趣旨を明確にしようじやないかといふことで、今回のこの一号のような表現になつたわけでありす。そこで今回の表現にいたしまして結果、私共といたしましては、先ず考へられる例としては、親分のやつた犯罪を隠すために、子分が買つて出たといふような場合、それからこゝにいうことが實際にありすか、どうですか分りませんが、刑務所志願のために、ありもしない罪を買つて出たといふようなことが若しあれば、それも含まれる。併しまあ考へられるのは、そんな場合ではなからうか、大体の場合にはもうそういう問題を考へないで、刑事補償をすることができるといふふうにいたしたわけでありす。尙、そういう場合の立証はどうするかという問題もありすのですが、それは裁判所の方でこれは判断すべき問題でありまして、刑事補償の請求する側において、一々この例外には当たらないといふようなことは、特に立証する必要はないといふふうに考へております。

○鬼丸義彌君 そういたしますと、第三條第一号並びに第二号の場合に於いての立証責任は、裁判所にあると解していいのですか。
○政府委員(高橋一郎君) さうであります。
○鬼丸義彌君 尙、只今御説明になりました一号、二号といふふうな場合が

は、これがやはり適當ではないかと
うふうに考えております次第であり
ます。

○鬼丸義彌君 現行の刑事補償法がで
きますまでは、御承知の通りに国家は
何ら補償の救済の途も何もなかつたの
であります。切捨御免、国家のなすところ
は皆悉く正しいのだというふうにして
切捨御免の状態であつた。それは如何
にも公正でないという趣旨から、現
行刑事補償法というものができたのだ
ろうと思ひます。そこでかく元の色
はり考え方で、元は全然切捨御免じゃ
なかつたんじゃないか。それがせめても
の若干の補償になつたならば、むしろ

それはその人に対する一つの恩典な
それだけはむしろ恩典に考へるべき
のじやなからうか、今度の補償法創設

に對しましても、やはりそういふよ
な考え方があるのじやないかと私は思
います。尤も刑事補償に對する列國の
元割等、いろいろあります、一本是

先例等もいろいろあり、また二休日の
主国となつて今後行きます上におい
ては、やはり正義、公正で、国家と雖ど

も国民に対して理由なき拘束等の送還をかけた場合には、これはやはりちやんと公正に賠償をして、地なしをして行くことが正しいものなんだと、あの

で、国家みずからが義務を負う。それを原状に回復してやる義務を国家が持つのだといふのは、ある考え方では、私は別

ものじやなからるか、いわゆる元の孝

え方のごとくに、一つの恩典的、恩恵的の制度のごとくに考えますといふと、せめて起訴後の分だけやつたなど

ば、あとは切捨御免で、仕方がないぞやないかというふうに見られるもので

ありますけれども、私は刑事補償法を作る趣旨は、列国の先例の有無に拘わらず、苟くも国家が理由なき抑留拘束等をして精神的にも、物心両面に対しても国民に迷惑をかけた場合には、国家はそれを原状に回復してやるというのとがむしろ正義、公正になるのだ。こういふふうには私共考えることの方がこの刑事補償法制定の本旨ではないかと考えております。立案者の方ではやはり従来の一つの沿革に提われて、そういうふうな考え方があるところから、この起訴、不起訴によつて前は切捨御免だ、あとの方は賠償するのだ、こういうふうには御覧になつたのじやないかと思ひますが、少しうがら過ぎたお尋ねでありますけれども、併しながら重要な根本になると思ひますから、伺いたいと思ひます。

○政府委員(高橋一朗君) 我々は立案に當りまして、若しそういうことがあつてはならぬといふふうには考へまして、できるだけ前の現行法のような恩恵としてやるというふうな考へを持たないようには実は努めて参つたのであります。ただ今の不起訴の場合や何かについても、これが当然やらなければならぬのじやないかといふふうには実は考へませんで、その辺は全くこれは政策の問題として決めて行かなければならぬのであつて、原案の程度で一番程のよいところではないかといふふうには考へたわけでありまして、その点を、立案の趣旨としましては決して恩恵などというふうなことはいたさなかつたつもりであります。

時代における拘禁といふようなことに對しては、証人などの關係から見ても何らの金銭上の形における補償をしなくてもよいといふ考へなのであります。うか、どうですか。それは捜査時代における証人の尋問といふものがありまね。その証人はやはり日当を頂くのではないかと思ひます。そうすれば証人から日当を貰うのに、捜査の本人である方はよろしいといふことになるかどうかといふ点をお答え願ひたいのです。

○政府委員(高橋一朗君) 確かに示しのような点はあつて思ひます。ただ証人の点は、現在裁判所で呼びました場合に一定の旅費、日当を支給する。それから検察庁で呼びました場合には特別の必要のある場合に限つてこれをやることのできるようなふうになつておりました。非常に遠方から呼んだ場合とか、何とかといふときにこれを支給してやるようであります。併し少しいたしまして、そういう場合はあるものであります。その場合に比ますと、この場合には支給するといふことにならざるを得ないと思ひます。あります。そういうところはございませうけれども、それでは一般に不起訴の場合のみ補償するようにならうといふかといふことになりまして、いふと、どうも不適当といふふうには考へておるわけでありませう。

つておるのではないかと思ひます。疑いがかつておるのですから、証人は極く淡泊なもので、そういうことがあるかどうかといふことを決めるだけの出頭に過ぎないのに、それに対しての場合によつては証人に対して日当を出してやるか、どうですか。その疑いのかかつておる人も場合によつては出してもよいといふ、ぐらゐまでの考へは起らないか。たのであるか。その点をお聞きしたい。

○政府委員(高橋一朗君) これは結果から見ますといふと、非常に気の毒な結果になるわけでありませうけれども、身柄の抑留拘禁といふ場合には、必ずそのようなことが起りますだけの嫌疑といふものが前提にならなければならぬわけでありませう。このような嫌疑をかけますといふ、役人側に故意、過失があれば、これは国家賠償の対象となるわけでありませう。そういうことではない場合には、やはり数多くの中では不幸な偶然があるわけでありませう。証人の方はそのような嫌疑も受けてはおりませう。成程これは受けませう。側から見れば、証人として呼び出されるよりは、実際に被疑者として抑留拘禁される方がどれ程辛いかわらないわけでありませう。やはり一方において疑いがある、そういう掛かり合ひになつた。それを若し御指摘のような点を考へまして、証人でさえも旅費、日当をやるのである。もつと迷惑のかつた場合には当然これはやるべきではないかといふことになりませう。要するに嫌疑なしの不起訴全部については、これはやるということにならざるを得ないと思ひます。前回及び今回上げたような難点がござ

いまして、それはやはりやるべきではないかといふふうには立案者といつたしましては考へました次第であります。

○松村眞一郎君 裁判所の健全な裁量によつて補償の全部又は一部を支給しないといふことがあるといふことが三條にあるわけですが、裁判所の健全なる判断といふことを、そういう場合に用いるといふ余地もあるのではないかと私は思ひますが、いろいろの場合があるだらうと思ひます。明瞭にこれは間違ひであつたといふことが、必ずしも私は必ずしもいふことが言えないと思ひます。非常に厳格な議論をしますと、上の裁判所で引續り返るというふうな裁判をしたのは、それは善意であつても過失といふことが言ひ得ると思ひます。そういうことは問わないで、裁判所に過失があつても、それはあつての求償問題に譲つてしまふといふことに刑事補償法の精神があると思ひます。或いは本當に故意、過失に出る場合でも、一応補償法で被害者の側になつておる人だけを片付けて置いて、向それが故意、過失であるとして求償することは妨げないと思ひます。それは一応の手続として補償法で請求する。その後は裁判官に實際過失があつたかどうかといふことになれば、それは内部の方の關係で相当判断し得るのではないかと思ひます。私はこの補償の場合でも故意、過失があれば、賠償を國家は求めてもいいのではないかと思ひます。その点は如何ですか。國として過失のために或いは金を拂つたといふ場合、國家は求償し得るという權利を留保するといふ考へがないかどうか伺ひたい。

○政府委員(高橋一朗君) 前回は申上げましたのでありますが、刑事補償法は故意、過失を前提としたものでは、それに重大な過失のある場合において当該公務員に求償權を國に認めるといふことは、どうもこの刑事補償法においては不適当に考へております。國家賠償法などにそういうふうな規定を設けるかどうか、つまりお尋ねのような故意、過失があるけれども、併しそれを立証するといふような面倒なことをしないで、刑事補償法の手続で比較的に簡単に補償を受けたい。こういうような場合にやはり刑事補償を受けるわけでありませう。こういう場合においてもやはり國家賠償法と同じような求償權を認めた方がよいのではないかといふ御趣旨と思ひますが、その場合にはやはりそういう手続によりませう。關係で、当該公務員の故意、過失のものが、確認されていなくて考へるのであります。どうも求償權はこれは必要がないのじやないかといふふうには考へております。

○松村眞一郎君 賠償法と補償法との關係は、賠償は原則であつて、その証明をしないでかかる場合には補償で行くといふ趣旨とお考へになつてゐるのじやないでしょうか。広い意味の賠償の中に補償も入るのであります。ただ被害者の側から見れば同じなのです。官庁に過失があつたが、なかつたが、とにかく拘禁されたといふ事実がある。それに対して或る程度の補償をするといふことが人権擁護のために必要なんだ。補償もいふても賠償もいふても、それはただ法律がそういうことを書いておる、憲法がそういうことを書いておるだけであつて、被害者の側の側から見ますと、故意であつても、過失で

あるが、ともかくそこに拘禁されたという事実がある。それが理由がない、その理由がないというのは、原因は官吏の方、公務員の方の過失であつたか、無過失であつたかは別として、国としてはともかくなすべからざることをしたのであります。でありますから被害者の方から見れば、原因によつてこれと言われれば実は困るのです。それは国家内部の話なのであります。そうすれば迷惑を蒙つておるのは、ともかく国から何とかして貰おうじやないかというのが精神であると思ひます。そうすれば出したあとで、国家は又内部関係でそれを検討して見て、過失があるならば賠償して一向私は差支えないと思ふ。だから賠償の手續で来た場合には、明らかに過失があるけれども、政府はその公務員に対して何ら求償をすることができないのであるという立法をするというところはどうかしらと、私は考えます。補償をしようが、賠償しようが、国家がともかく補償をした以上は、その名目が公務員の過失であらうと故意であらうと……特に故意であるという場合も私はあるだらうと思ひます。併し一々故意であるというようなことを証明するというのは、被告人の側になつた方としては非常に面倒でありますから、取敢えず名誉恢復の意味において金は貰つて置くという事で、その点において被害者の場合は処理が済んでおる。国家はただ被害者の態度だけ満足することができない。やはり検討して見なくてはいかんと思ふ。内部で公務員がどういうわけであらうか、これを故意であるということが分つ

ておるけれども、本人が補償法の方で行つたから、請求はしない、それは勿論懲戒の問題にするようなことがあるかも知れない、それでもともかく賠償法だから賠償を要求しないというような考え方は、私は内部の統制が付かんとするのです。そういうわけだから補償法も亦賠償法の一部である、相続は賠償法にあるのだという考え方は、補償法と賠償法とを一九とした纏まつた立法を作る必要があるのじやないかというような私は考え方のなす。賠償はただ憲法に「賠償」と書き、片方には「補償」と書いておられますけれども、文字を受けることはこれは止むを得ないことではあります、国家の賠償するという方の立場は、いづれにしても人権擁護の根本精神から来ておるとすれば、国民の権利を保護するというのが要点であつて、憲法もそのつもりで書いておるのでありますから、それでありまして、立法する場合においては、打つて一九として、国民に対する迷惑は何としまして償おうじやないかという出発点から考慮すべきものじやないかと私は思ふ。憲法と両方の趣旨を酌んで、纏まつた立法をするという時期に到達しているのじやないか、取敢えず国家賠償法というのがある際出した、併しその中の規定というものは極めて不備であつて、今の相続法というような関係もまだはつきりしてない。この補償法に基く権利はこれらどうしても相続を許さない、それから賠償法で行くという、相続を許さかどうかという問題も直ぐ起つて来るわけですから、故意、過失の場合であれば相続はできるのである。故意、過失でなければ相続ができないというような考え

方も私はおかしいと思ふ。賠償法でひとしく裁判官の失態であつた請求をした場合に、補償法で行けば相続はできない、賠償法で行けば相続はできるといふようなことで私はこれは説明ができないと思ふ。どうしても賠償法と補償法とが二つとなつて、よつて得たところの権利の本質がここに同じものであるか違つたものであるかということ、ここに検討しなければならぬと思ひますが、本質は違つたとお考えになつておるのですか、同じとお考えになつておるのですか。

○政府委員(高橋一郎君) 国家賠償と刑事補償とは、損害の補填であるという点においては全く同様であるといふふうに考えております。先程委員長の御質問に對しまして、特別法と一般法の関係にないといふことを申し上げましたのは、若しそういう表現を用いますと、刑事補償法が特別法であつて、刑事補償を受けた場合には、一般法の適用はないので、国家賠償を受けられないという解釈も成立すると思ふのであります。そうではないといふことを申し上げたわけでありまして、損害の補填であるという意味におきましては、これはもう国家賠償と全く同様であります。ただ国家賠償法は公務員の故意、過失を前提とするし、刑事補償の方はそれを前提としない、刑事補償の方は刑罰、懲罰、社会補償的なものであるといふふうに観念しておつたわけでありまして、それで只今御指摘のようなことも、特に国民の方から言へば同じことであるからして、刑事補償の相続は国家賠償法にあるといふふうな考え方をしてもいいのではないかと申されまう御趣旨は御尤もであると思ふのであります。

ただ實際問題といたしましては、まあ普通は瑣末な過失なんかを一々立証してやる煩に堪えないので、刑事補償で行くと思ふのであります。求償権の問題になりますのは、故意又は重大な過失という著しい場合でありまして、そういう場合は恐らく刑事補償では賄い切れないのではないかと、實際問題としては国家賠償によらざるを得ないのではないかと、いふふうに考えますので、特にこの刑事補償につきまして、求償権の問題を考えなくてもよいのではなからうかというようにも考えておるのであります。

○松村眞一郎君 私としてはこの求償権よりも、この請求権です。補償請求権といふものと賠償請求権といふものは、財産権としての性質を異にするものだといふお考えであるかどうかというところが要点です。相続を許すかどうかという点です。そういうようなことは賠償の方にも考えなければならぬ問題じやないか。賠償のところにはそういう規定は書いてない。それからこれは当面の必要から極く簡単な條文で進んでおるのでありますが、今度は補償法といふこんな詳細な規定を作られるという段階になつたならば、賠償法と補償法を今度は一緒に考へて、権利の性質を根本的に検討して始めるべきじやないか。補償法で行けば相続、移転は許さない。私はこれは又別に質問するつもりでありますけれども、権利の移転性といふことに対して制限を与えておる。この補償請求権といふものは制限を付けておる。それから賠償の方にこそ、故意、過失によつて重くなつた場合には移転はよろしいといふことになる

るかも知れません。輕い場合には移転は悪いといふことになるかも知れません。それは事柄によつてはどつちで請求してもいいことがあるわけなのであります。故意、過失のあつたといふところが明瞭な場合には必ず賠償法で行かなければならぬといふ規定はないのでありますから、それは実は損害を蒙つた者の勝手である。どつちに行か、片一方に行けばその請求権の性質が違ふといふやうな、そういう不便なことを國民に強いるといふことは私はどうかと思ふのです。國民はどつちで行つても、ともかく同じやうな賠償をして貰へばいいのであつて、そういうことを考えますといふと、補償と賠償とを通じたる広い意味の賠償と言つていいと思ひますが、その相続をここに考える必要があるのじやないか、凡そ國家の公務員全体が如何なる行動に出るかを問はず、それが司法権の發動である行政権の發動であるを問はず、國家、國といふものの損害行為があつた場合の請求権に対する根本觀念を固めてかかつて、そして立法すべき事態になつておるのであります。今日ただ刑事補償法といふものが元からありましたから、それをただ改正案で行くといふやうな場合ではない。憲法から變つてしまつておる。その際に法律を作る場合には憲法を受けて、憲法の十七條、四十條とを打つて一九として、ここに総合的な考えをして、或る原則を作つて、それから刑事の方はこうする。刑事にあらざる行政についてはこうするといふやうな工合に立法を進めるものではないかといふように私は思ふのです。個々別々にやつて、それが總則であるのか、原則であるのか、原則

であるのか、これは御説明になつても分らないと思ひます。賠償法の適用を妨げるとか、或いは賠償法によるとかいう規定はこの補償法の中に明瞭に書いて置かないといふと、そういうことは立法の際に注意すべきである。そういうふうな考へるのですが、一緒になつて考へを統一した思想の下に立法がされておるのか、どうかといふことを伺いたい。それであるから、もう少し明瞭に原則と特別法と一般法との關係を付けて置きたいと思ふのです。先程の御説明のような意味の、総則と特別法といふような關係ではない。今申上げましたような權利の本質から考へて行かなければならないと思ふのであります。そういうふうに考へられたのであるかどうか。補償法の系統と賠償法の系統を打つて一丸となして或る考へができて、そこで補償法ができたのであるかどうかといふことを、この立法の用意の方面から御答弁を頂きたい。

○政府委員(高橋一郎君) 刑事補償の補償請求權の本質と申しますか。これはいづゆる財産上の請求權でありまして、その意味では國家賠償請求權と同様であると思つておるのとあります。それについては民法の原則に一応よることになつてしまつて、その点も國家賠償請求權と同様であります。ただ讓渡禁止などにいたしました点で、若干取扱ひの差違が出て参つたのであります。これは又あとにお尋ねによりましてお答へ申上げることといたしまして、こゝに機會に國家賠償なり、刑事補償なり、そういう個々のものに捉われないうで、一般に國家の補償責任といふものについて統一的に考へるべきではないかといふ説は誠に御尤もなのであります。

○政府委員(高橋一郎君) これは刑事補償法も相續を禁止してありませんののですか。

○政府委員(高橋一郎君) 相續は構わないといふお考へでしようね。

○政府委員(高橋一郎君) さうであるが、ただその問題を統一的に解決したとするとときには、單に刑事手續に限りませんで、いづゆる公權力の行使の中でこれを考へる必要は無論ありますし、さてそういう点を実際に考へて、これを統一的にこの段階において何か決めるといふことは、ややその時期ではないのではないかと。それでやはり個々に問題となる点を具體的に解決して行つて、漸次進むべきではないかといふふうに実は考へてゐるのではありません。非常に、初めに先ず原則といふようなものを統一的に把握してやるといふことは、これは誠に結構でありますし、我々も又そういうふうな努力しなければならぬのであります。が、それでは却つて何と申しましようか。その方の研究によつて刑事補償の手續自体が遷延する虞れも多分にあるのではないかと考へたのであります。

○松村眞一郎君 私のお尋ねするのは、賠償法が総則であつて、補償法がそれに対する特別であるといふやうな御説明があつたのじやないかと思ひます。それであれば、總則的の考へを先ずどこかにお定めになつてゐる筈であると思ふのであります。全然別の法律といふ御説明なら明確でよろしい。ところが場合によつては賠償法によるのだといふ考へもあるやうに考へられまから、それであると兩者の關係をはずきりして置かないと、權利の觀念が不明確になるといふことを私は申してゐるのであります。賠償法で行きますのは……さうするといふと、相續は構わないといふお考へでしようね。

○政府委員(高橋一郎君) さうであるが、ただ請求の手續だけを禁止しておるのであつて、内部關係では一つの權利であるといふ思ひますが、その点どうですか。

○松村眞一郎君 私のお尋ねするのは、賠償法が総則であつて、補償法がそれに対する特別であるといふやうな御説明があつたのじやないかと思ひます。それであれば、總則的の考へを先ずどこかにお定めになつてゐる筈であると思ふのであります。全然別の法律といふ御説明なら明確でよろしい。ところが場合によつては賠償法によるのだといふ考へもあるやうに考へられまから、それであると兩者の關係をはずきりして置かないと、權利の觀念が不明確になるといふことを私は申してゐるのであります。賠償法で行きますのは……さうするといふと、相續は構わないといふお考へでしようね。

○政府委員(高橋一郎君) さうであるが、ただ請求の手續だけを禁止しておるのであつて、内部關係では一つの權利であるといふ思ひますが、その点どうですか。

そうではございません。全く別個な法律でありまして、その間に一般、特別、その他の関係はない。ただ繰返して申しますように、損害の補償であるという意味においては両者全く同様であります。ただ国家賠償の方は、いわゆる民法の損害賠償と同様、故意、過失を前提とする場合の国家の損害賠償を定めておるのでありますが、刑事補償の方では、その点が国家賠償と違ひまして、つまり損害を補填する意味においては全く同様でありまして、刑罰の執行が社会保障的なものであるという意味において、国家賠償と区別されるというように考えておるわけでありまして、従ひまして、この二十二條の譲渡禁止等も、とにかくちゃんと現金にして請求者に差上げる。あとは勿論御本人の自由でありますけれども、それまではきちんと他の者を入れないで直接に補償するということがこの社会保障的な特質に鑑みまして本当ではないかというふうに考えました次第であります。労働者災害補償保険法、その他まあいろいろの性質の違ひはございまして、社会保障的な制度におきましては、やはり同種の制度を設けておるようでありまして、そういう意味では国家賠償とは区別されるというふうに考えております次第であります。ただ国民の側といたしまして請求する場合にどちらに、国家賠償によるか、或いは刑事補償によるか、場合によりまして、どちらを選んでもそれは自由であります。従つて同じような働きを持つ面もあるものでありますけれども、やはり制度の本質からいまして、こういう区別があつてもいいのではないかとこのように考えております。

○松村眞一郎君　そうしますと、故意、過失で裁判官が間違つた裁判をした場合に、両方で請求できるわけですか。補償法でも請求し、賠償法でも請求する、その場合の金額の査定はどうやるつもりなんですか。

○政府委員(高橋一郎君)　それは両方で差支へないかと解釈しております。それで勿論両方の手続によりまして、同じ損害を二度補填するということとはあり得ませんので、それだけ減額されるわけでありまして、本法案の五條におきまして、補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によつて損害賠償を受けた場合においてその損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償金の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償をしないうことと規定しております。この規定によつて補償を受けるわけでありまして、例へば先ず刑事補償手続をやりました二百四十乃至四百円の中、例へば三百四十乃至三百六十という補償の決定を受けてその拂渡しを受ける。ところがどうも公務員の側に故意、過失があつて三百四十ではどうも納得できない。五百四十くらい呉れて然るべきものだと思ひます場合には、更に国家賠償法による請求をいたしまして、故意、過失を立証してもつと増額して貰ふこともできるわけでありまして、その場合には、つまり差額だけが国家賠償法によつて拂渡されることになるかと考へるのであります。逆に国家賠償法によつて或る程

度の賠償を受ける。更に刑事補償の方で行けばもつと取れるのではないかと、いろいろな場合には刑事補償手続をとりますというところ、この五條によりまして五條の適用を受けるわけでありまして、この場合においてこの法律によつて受けるべき補償金の額と言ひますのは、一応裁判所の方で二百四十乃至四百円の中、この事案について一切の事情を考慮して幾らが適當か、若し補償するとなれば幾らかというところを考へて定めるわけでありまして、一応仮定するわけでありまして、そうしてその金額と現実の他の方法で受けてゐる額とを比べて、この五條を適用することになるというふうに考へております。

○松村眞一郎君　この第五條というものは補償の方を定める規定なんです。補償を貰つた後には、さて損害賠償の請求をしたときにはどうなるのですか。そういう御説明ではそれははつきり分りません。補償金が損害金であるというところがはつきりしておれば、損害賠償が後になつた場合に差引いて呉れるでしょう。併しながら補償というものは損害賠償ではないのであります。ただ補償を決める場合に損害賠償を考へるといふことがここに書いてある。だからと言つて補償といふものは損害賠償であるといふことはこれは分らない。補償金額を決める場合に、損害賠償の金額を考へるからと言つて補償が損害賠償であるといふことはこの規定では分らない。逆のことを今度は想像して、先に補償を貰つたと先程私が申しましたが、面倒であるから、補償金を貰つた、元來故意、過失による

のだからと言つて損害賠償法で来た場合に、この規定の適用があるかどうかというところは明文がないから分らないと思う。何故かと言つて、この補償は損害賠償であるかどうか分らない。補償は損害賠償なりといふことがはつきり書いてあれば別でありますけれども、補償といふことが書いてあるのではありませんから、それに決めたからならいといふと、財産権の問題だから本質に影響があるのではないかと、このことを初めからお伺ひしておる。補償を定める場合は損害賠償を参照することは一向差支えないが、補償金額の定め方なんです。そういうことをしたからと言つて補償金は損害賠償金になるというところにはならない。その關係がはつきりしないやないかというところを申し上げておるのでありますから、どうしても損害賠償による損害賠償金と、補償による補償金とは本質において同じものであるといふことではないと説明ができません。片つ方は相續を許さないといふことになると、本質が違ひといふことになるので、二重に請求して一向差支えないといふことになりまして、補償法はこういうことを規定してありますから、損害賠償を参照しなければ補償金は拂われない、これはよろしい。損害賠償金の方が逆になつた場合には分らない。これが損害賠償金でないといふことになるので、そういうわけだからどうしても損害賠償金と補償金とは性質が同じものである。ただ政府委員の説明によりまして、無過失であるが故に、過失故意の証明を取らずして貰ふのである。私は無過失であるが故に従来から行われてゐる無過失論を持ち出

す必要はないと思う。無過失であるといふ理由なくして拘禁されたことは、私は過失だと思ふ。本人に責任がない過失であるとも私は言へると思ふ。広い意味の過失と言へば、とにかく間違つたから裁判官が引續り返されたのでありますから、広い意味においては過失であります。そういうことも言へると思ふ。従来過失の通説から考へれば過失ではないでしよう、併しながら善意であるかも知れないけれども、誤まりをしておるということでは確かである。だからそんなことでありますから、やはりはつきり考へて、この請求権の本質をよく固めてからならい、両方の法律の關係が私は不明瞭であるといふふうに考へる。でありますから、この補償金も損害賠償金である、この明瞭におつしやれば又それでもいいでしよう。これは憲法の場合には補償と賠償という字を使い分けておるのでありますから、解釈して法律を施行的に作る場合において、本質を考へてからならい、憲法の文字だけで立法をそのまますべてやるというのでは、字義解釈に終つてしまふことになるのでありますから、立法の際に解釈を決めて、それが間違つておれば最高裁判所が別に判決をするであらうでしょう。併しながら立法上の立場としては、解釈を決めて立法しなければならんやないか。今の御説明では、どうも補償法の方であつた請求したときに補償金額を差引いていふのかどうかといふことは分らないと思ふ。なぜならば、金額を制限しておる。死んだ場合も二十万円というところに制限しておる。又一方では二十万円というものは出て来な

い。場合によつては多しともいへない。損害賠償でないということも言えるわけです。一部支拂であるという工合にも考えられるし、或いはそれと本質を異にしておるということにも考えられるのでありますから、どうしても賠償法によるところの請求権と、この補償法による請求権の本質が同じであるか、違つておるかということを先ず説明してから、觀念を決めてから立法しなければ、どうも筆の下しやうがないと私は思う。同じと見て進んでおられるかどうかということを確かめたい。本質が同じであるというなら、その通り到我々は考えなければならぬ。我々は判断しますから、同じであるかどうかということをして……立法の際には同じと見られたのか。片つ方は最高人的のものである、片つ方は民法の損害賠償の方法による権利の性質を出でないと考えられると、本質が違つておるようにもなると悪いですから、そういう点について立法の起案の際にどのくらいの検討をされたかということをお伺いしたい。

○政府委員(高橋一郎君) 国家賠償と刑事補償との関係につきましては先程も申し上げたところであります。損害の補填であるという意味においては同様であるというふうに考えております。併しいわゆる民法で言うところの損害賠償というようなものかどうかということになりますと、国家賠償はそうであるけれども、刑事補償は、それとは違つた社会保障的なものである、その点では異なるものであるというふうに考えておる次第であります。立案の際にもそういう国家賠償との関連を一応考えまして、そういうふうに観念して

ずつと立案して参つたわけでありま
す。ただ御指摘のような五條の關係で
は、國家賠償法なり、或いは民法なり
で補填した後に刑事補償手續をやる
というところは書いてあるけれども、この
手續を先によつて、後に他の手續をやる
場合にはどうなるのかという点が感
する程これは明らかでないかも知れませ
ん。その点は或いはもつと工夫すべき
であつたかと思うのでありますが、只
今の点は衆議院の法務委員會でも同様
の御質問がありまして、修正をするの
ではないかというふうに私は考えてお
る次第であります。

○松村眞一郎君 権利の本質が要点な
 んです。私が伺つておるのは……これ
 は民法の方は故意、過失によつての規
 定でありますから、それによつて得る
 とこの財産権の原因だけは書いてあ
 る。今度のは原因が違ふのである。そ
 の場合に原因は違ふけれども、権利の
 本質は同じであるかどうかということ
 が要件だと思ふということを申してお
 るのであります。同じならば差引勘定
 して一向差支えない。損害賠償なんで

すから、その点を考えておる。私の申すのは……

○政府委員(高橋一郎君) 損害の補填でありまして、そういう意味でそのような補填を受ける、財産上の請求権という本質であるというふうに考えております。従いまして私共の解釈では当然差引くべきで、お互いにダブるのではないというふうに考えておるわけであります。

○松村眞一郎君 今日はこの程度にして置きたいと思います。

○松井道夫君 先ず私は細かい点について二、三お尋して見ましよう。第一

條の二項に、未決の抑留又は拘禁を受けた場合には、その者に対して補償を請求することができるという、ことになつております。二項、三項でそれになすべき場合が規定してある。それから四條の方を見ますと、日数に応じて補償金を支給するということになつておるのでありますが、一体未決抑留又は拘禁を受けたという場合には、日数の関係で起算点はそれはどういうことになつておるのか。それに関連して初日はこれをどう取扱うかということ先ずお伺いたします。

○政府委員（高橋一朗君） お尋ねの補償を受けるべき場合の抑留、拘禁の日数の起算点は、現実には身体に拘束を受けた最初の日からであります。而してそれは必ずしもそれに限りませんが、起訴前の手続の期間内は全部入るのであります。それから日数の計算の点については初日は一日として計算いたします。その点は現行法通りと考えられます。

○松井達夫君　現行法通りと言われま
すけれども、刑事補償法は独立の法律
でありますから、單に現行法通りと言
つても分らないと思いますが、その点
を明確にする必要があるのではありま
せんか。

○政府委員(高橋一郎君)　現行法通り
と申上げたので、或いは誤解を生じた
かと思うのでありますが、現行法でも
その点が経過規定がないのであります
が、それで解釈上は当然に初日から計
算をしておるのであります。が、そうい
う例によりまして特段の規定を置かな
くても、その点は従来通りの解釈で行
くものであるというふうに考えたわけ
であります。

○松井道夫君 刑事訴訟法の計算方法は初日を入れないのが原則であるのであります。ただ時刻の起算点のようなものは初日を入れるというようなことになっております。従前の旧刑事補償法は、御承知の通りこの法律で廃止されるということになつておりまして、これは法律全文書き替えるのであるから、全文的の改正としてもよし、廃止するということにしてもよし、今回は廃止ということにしたという趣旨もあるでしょうが、更に憲法から根本的に変つておつて、この補償の意味合が遠

つておるといふ点もあるんじゃないかと私は思つております。前の補償法でその点が明確でなかつた。まあ当然のことであつたから、それに従うのだといふのでは甚だ不親切であつて、その点が規定がなかつたならば、新らしい全然別個の法律である新法においては、その点を明確にする必要があるんじゃないのでしようか。

○政府委員(高橋一郎君) 明確にする

ことについては何ら異議はございせん。ただ刑事手続におきまして、このような計算は、大抵被告人の利益に計算するというような慣行になつておりまして、このような場合に、最初の一日は半端であるから計算をしないというような腹れは、万々ないというふう
に考へておつたわけであります。

○松井道夫君　では次の点に移ります。これは先程鬼丸委員からの質問にも関連するものでありますが、鬼丸委員は起訴前の問題を問題にしておられるが、起訴後の例の公訴棄却の決定の場合、刑事訴訟法の三百三十九條ですか、この一号乃至三号の場合、これは何としてもこの法律で何とか救済方法を定

めなければならぬのではないかと考えるのであります。何となれば、これはすでに起訴された事件、起訴と起訴前とはこれは相當大きな開きがあるのであります。起訴されますと、これはもう捜査の秘密というようなことはないで、公々然とこれは新聞に書いてもよろしいし、論じ合つてもよろしいのであります。又起訴されますと、檢察庁が慎重に起訴、不起訴を決めるわけでありまして、これは一応有罪と推定を受ける。これは勿論刑事訴訟法上のことを言つてゐるではありません。

んで、我々はさようなことはありませんが、社会一般ではさように考える。これらの傾向のよし悪しは別といたしまして、とにかくさような問題がある。殊に不幸にして第一審におきまして有罪の判決を受ける。その後死亡したというようなことになりますと、これはもう有罪の烙印を押されてしまふというような結果になるのであります。事実第一審で有罪で、第二審乃至第三審で無罪となつたというような事件は、これは相当あるように聞いておるのであります。それからその点をもう一つは、すでに裁判所にかかつた事件で、この刑事補償法に規定する補償の機関が裁判所になつておるのであります。が、公訴棄却の規定の場合も裁判所に係属しているのであります。が、やはりその裁判所でその決定をするのであります。が自然に無理できないのであります。勿論裁判所で補償の決定をするについては、今の無罪の判決が確定した場合と違ひまして、証拠調べにも入る相当な手数もかかりましようが、事件によりましては、そういう手数をないたしても、何とか烙印の冤をそそがない

ければならないという場合があると思
うのであります。現に第一審で有罪を
受けて、今二審で継続している事件が
ある。私共の目から見ますれば無罪に
しなければならぬというものでありま
す。幸いにして被告はまだ生きていま
るのであります。これは官吏でありま
す。起訴されずと勿論休職になる。
休職になると俸給は三分の一しか入ら
ない。而も外の俸給は今のインフレで
上つて行きますが、これは確か休職に
なつた人はなか／＼スライドしない。
昔のままの僅かな俸給の三分の一のも
のしか受けておられないというので、而
も休職後一年を経過したのでは、事実
上非常に生活上の苦勞をいたしてお
るのであります。親戚の、而も金持の
人もおりませんが、多くの親戚から度
度暮しの助けを貰つて、辛うじて生き
ている。家族なんかも榮養失調一歩手
前というような状況でおるのでありま
す。生きてゐるからいいやうなもの、
死んだ場合には是非これは明しを立
ててやるという、そういう手續が必要
であると私は信じております。それに
は今申しましたような、いろ／＼な刑
事補償法の僅かな手入れでできると思
うのであります。この点について御意
見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 今お尋ねの
公訴棄却の決定をする場合は、三百三
十九條の一号乃至三号であります。こ
のうちの一号、二号までにつきましては、
先程九議員の御質問にお答え
をした通りであります。只今の審理中
に被告人が死亡したような場合の問題
であります。確かにそういうよう
な場合がありまして、補償でもしてや
りたいと思ふような場合があると思
ひます。併しその点はどうも問題が、
刑事訴訟法自体にあるのではなからう
か、つまり被告人が死んだということ
になれば、もうそれで形式的な公訴棄
却というふうに決めてしまふ。若し、
ちよつとそこを簡単に簡単に審理を
やれば、死んだ人についても実は無罪
であつたというやうな、冤をそそぐと
いう手續のことも考えられるわけであ
ります。ところが刑事訴訟法はその
点は踏み切りまして、まあそういうふ
うな実体に裁判をすれば、非常に死ん
だ被告人にとつては嬉しい結果になる
かも知れないけれども、手續としては、
もうそこで打ち切りというふうに一応決
めてあるわけでありまして、この刑事補
償法につきましては、それを受けまし
て、結局無罪ということが裁判上確認
された場合を補償の対象としたしてお
りますので、自然公訴棄却の決定を受
けたような場合は、これを除外するとい
う結果になつておるのであります。ま
して、單に金をやつて慰籍するというよ
うな問題だけではなくて、いわゆる冤
をそそぐという意味では、刑事訴訟法
自体の問題ではないだらうか、且つそ
この点につきましては刑事訴訟法が一応
こういう方針を決めておるのであるか
らうか、本法はこれを受けて、無罪の
裁判の場合のみを規定した次第であ
ります。

○松井道夫君 只今の御説明は一応御
尤ものように聞えるのであります。が、
やはり深く考えますと間違つてゐると思
ふのであります。刑事訴訟法は、これ
は國家の刑罰権の実現を期するもので
ありまして、死んだ者に対して何も刑
罰を決定する、或いは有罪無罪を決定
するといふ必要はないのであります。

○政府委員(高橋一郎君) 御趣旨のよ
うに、その場合にも補償するといふこ
とは十分考えられると思ひます。私共
はこの法案のやうなところで先ずい
いではないかという考えで提案いたし
ましたのであります。勿論そこは國
会において御決定頂く点でありまし
て、さやうに御了解をお願いいたし
ます。

○松井道夫君 次は第四條の關係であ
ります。これは例の技術的な規定で
非常に分りにくいのであります。又適
当であるかどうか非常に疑問の多い規
定であると思ふのであります。先ず第
一項から申しますと、一日二百円以上
四百円以下という補償金の額になつて
おるのであります。これは資料とし
て刑事補償金額参考資料といふもの
を預載しておるのであります。併しな
がらこれを拜見しても、二百円以上四
百円以下といふことの如何なるゆえん
かなか／＼了解しにくいのでありま
す。旧憲法下の現行刑事訴訟法では五
円といふことに相成つておるのであり
まして、これは四十倍乃至百倍はちよ
つと欠けるという程度であるのであり
まして、普通百倍と申しております。
そうすると、四百円といふ中途半端な
数はどうしても分らないのでありま
す。五百円とすれば、百倍にしたのだ
なといふことが分るのであります。
四百円といふのはちよつと了解しにく
いのであります。成程この資料の
五といふところに、鑑定人及び通事の
日当が出ておりますが、これによりま
すと、証人については六十倍、鑑定
人、通事については三十六倍といふこ
とで、前者は百二十円以内、後者は三
百六十円以内、大体この数字を基礎と
されたといふ御説明であつたと思ふの
であります。私はこの旧法の数字
であつたところの、こういうものをそのま
ま新らしい刑事補償法に持つて行くの
は私は間違ひであると思ふのでありま
す。先程からいろ／＼御議論のありま
したやうに、旧法のこの制度を認めた
根本の立法趣旨と、新憲法下のこの制
度を認めた根本の趣旨とは、これは全
然違つておるものであると存するので
あります。その故にこそ全然旧法を廢
止いたしました。新法制定といふこと
に相成つたやうに私は解したいのであ
ります。権力的な官権の行使はすべて
御無理御尤もであつて、これによつて
損害を國民が蒙つても、それは國家
としての止むを得ざる損害であつて、
止むを得ない補償は損害賠償はいたさ
ないのであります。國家本位の、國家
權力本位の考えであつたのが、新憲法
になりました國民に主権がある、國家
組織はその國民に奉仕すべきものであ
るという考えに變つて参りました。憲
法十七條の國家補償とか、國家賠償、

それから四十條の刑事補償といふもの
も當然その精神によつて律しなければ
ならないのであります。要するに主客
顛倒いたしておるのであります。であ
りますから、この刑事補償法の金額
につきましても、これは單に証人に日
當を拂うとか、鑑定人に日當を拂うと
かいふやうな考えであつてはならない
と私考するのであります。通常生ずる
損害に、この當然生じます無辜の者
が拘留、抑留されまして、當然生じま
すその直接の精神上の苦痛、のみなら
ず名譽を侵害されますところのその
精神上の苦痛といふやうなもの、當
然この中に織込まなければならぬ。
現に第二項にさういふことが書いてあ
ります。ところが第二項があるに拘わ
らず、第一項の金額を見たところ
は、さういふことは出て参らないの
であります。現在の俸給を貰つておる。
勿論最高は四万円も何がし俸給には
あります。最高は四万円にいたしました
しても、月に直しまして一万二千円に
しかならないのであります。でありま
すから、現実に相當の有力者が拘留、
抑留されまして、仕事ができない、或
いは職から退かざるを得ないやうな状
況になりましたやうな場合には、この
最高額を以てしても、これは補償にな
らないのであります。この最低額の二
百円は、これは三十倍に直すと六千円
になります。今の賃金ベースから言
いますと、官庁あたりでは六千円ベー
スであるのであります。が、漸くそれに
達したといふところである。それにこの
精神上の苦痛をその倍額加えるとい
はしませんが、全然もう補償の意味にな
らんことに考へるのであります。如何
にも恩惠的なほんの涙錢といつたもの

にしか当らないのであります。我々は、殊にこの検事であるとか、弁護士であるとかいふ者は、普通刑事事件を取扱い慣れておりまして、そんなに苦痛があるということをしみじみ感じなくなる處れがあるのであります。が、實際に繋がる無辜の者の苦痛は、実に想像に余りあるのであります。先程私ちよつとその点に触れたのであります。が、これは十分な補償をしてやる必要があると存するのであります。この二百円以上四百円以下というものは、これは要するに立法趣旨の全然違ふ旧法の最高五百の百倍にも足りない。生活費その他賃金、その他皆二百倍とか、二百七十一倍とか、ここに資料があります。が、そういう工合に暴騰いたしておりますときに、何としてこのような類は了解できないのであります。先ずその点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 御指摘の点でありますが、この二百円乃至四百円というのは、確かにかく／＼の計算でこうなるのだというようなものはございせん。いろいろ／＼な数字が関連して考えられるのでありますが、それらによつて制度的に何らか結論が出るというようなものではないかという結論になつて、いわゆる達観と申しまゝか、ということ、金額を定めざるを得ないと考えておるのであります。それが非常に安過ぎるのではないかと、御趣旨と思うのであります。前回も申述べましたように、刑事補償は損害の填補であると申しましたが、やはり国家賠償となる点もございまして、国家賠償の手續によりまして、故意、過失を立証して得られるような金

額等の釣合いを考えて見ましても、刑

事補償法の場合に、それと全く同じ、或いはそれよりも多いというような数字が出て参ると言うことは、均衡上如何なものであらうかという疑問を持つわけであります。それで大体多くの場合をカヴァーし得るような一つの定型を作りまして、それによつて……裁判所の裁量の幅が少いだけに、手続も迅速に進むと思うのであります。處理して行けば、簡易迅速という点で非常に喜ばれるのではなからうか、こう思つておりますので、まあこの二百円乃至四百円というものの数字的根拠はどれかということを言われますと、お答えはできかねるのであります。いろいろなお手許に配付しました資料にも書き上げましたように、いろいろな数字をここに計算いたしまして、結局こういう案に落付いておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 松井さんまだ涙
山ありますれば、次回にお譲り願いた
いと思います。

○鬼丸義齋君　ちよつと一点だけ伺いますが、この十六條にあります「補償の請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。理由がなないときは、請求を棄却」と、これ

ですね、これに対する即時抗告です
ね、これは入つておるんでしようね。
○政府委員(高橋一郎君) 即時抗告は
できます。

○鬼九麤齋君　それから労役場留置、後に至つて非常上告或いは再審等による無罪判決の場合には、やはり適用できるわけですか、労役場の留置、それもやはり抑留、拘留の中に入るわけですね。

○政府委員（高橋一郎君） 当然入りま

す。

○委員長(伊藤修君) この三百三十七條乃至三百三十九條の場合をも含むように、若し修正されるとするならば、政府の方は異議はないですか……ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕
○委員長(伊藤修君) それでは速記を始めて。本日はこの程度にいたしましたして散会いたします。

午後三時五十三分散会
出席者は左の通り。

委員長	伊藤 修君
理事	鬼丸 義齋君
委員	大野 幸一君

齋 鈴木 遠山
武雄君 安孝君 丙市君

來馬 琢道君
松井 道夫君
松村眞一郎君

星野 芳樹君	國務大臣
殖田 俊吉君	國務大臣

政府委員
法制意見長官 佐藤 達夫君
検事 高橋 一郎君

十一月十九日日本委員会に左の事件を付

一、少年法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は十月二十

昭和二十四年十二月九日印刷

昭和二十四年十二月十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所